

由を束縛せり。仍て會社は、十二月三日附を以て出勤催告を發し、來る十二日までに出勤せざれば、工員規定第十七條の「已むを得ざる事由に由るに非ずして缺勤十四日以上に及ぶ者と認め、同第六十一條第四號に依り懲戒處分を爲すべき旨」豫令し、更に社員を派し懇ろに之を工員家庭に告げて徐ろにその態度を監視しました。然るに爭議團幹部は勝利眼前にありと號し、當時に於ける爭議團員は事終熄の曉には復歸就業すべき關係にあるを公言し居り乍ら爭議主體の名を署し會社に對し公然誹謗の惡宣傳をなし信用を傷つけ損失を招徠せしめんと謀り、斯種非道の行動をなすこと前後數回に亘る等、あらゆる手段を盡して敵對行動をなし、益々團員を煽動して集合所に抑留しましたので、爭議團員等の多くは遠からず會社を屈服せしめ相率ゐて凱歌を奏しつゝ復歸すべしと豪語し毫も誠意の認むべきものなく、生産協力者として到底頼むに足らざるを看破し、日々増加する出勤工員と臨時工員とを以て十一月三日第一、第七、第十二、十九日第十四、二十九日第六、第八、第十三各工場の作業を開始し、その他

第四、第五、第十六各工場の之れより先既に出荷作業を開始せるあり、茲に全く一齊操業を見るに至りましたが尙逐次復歸出勤するものため相當就業の餘地を残して置きました。然して、作業開始後の成績を検討いたしますのに未熟練工大部分を占め居るに不拘、その実績は數年來曾て見ざる程良好で、御得意先より賞讃を受け、麴及諸味査定の衝に當れる技術者は口を極めて褒辭を與へ量と質と何れより見るも申分なき実績を擧げて居りました。又多數の株主、御得意先その他直接間接縁故を有せらるゝ方々の御聲援と御鞭撻とは引きも切らぬ程で當事者のためには非常なる心強さを感じました。この間に於て出勤催告に應じて若干の出勤者がありました。自ら醒むる能はずして爭議團に止まるもの少なくありません。然し事情の何れたるを問はず會社に對しその胸臆より敵意を有し然もかく浸潤甚だ深きものある以上一度解きて萬事新にするの外會社として他に採るべき策なきを認め斷然出勤催告書明記の通り工員規定第十七條及同第六十一條第四號に依り十二月十三日附を以て百四十九名を懲戒解雇